

地域医療確保暫定特例水準（B水準）の指定対象医療機関

R6.5.1改定

| B水準の医療機能要件 (医師の働き方改革推進検討会 中間とりまとめ等) | | 県における指定要件 ※以下の(1)～(5)のいずれかの要件に該当していることが必要 | |
|---|--|--|--|
| 医療機能が以下の類型のいずれかに該当すること | | | |
| ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・6事業」双方の観点から、(以下のいずれかに該当すること) | | | |
| I 三次救急医療機関 | | (1) 高度救命救急センター、救命救急センター | |
| | II 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 | (2) 以下①～③の要件すべてに該当する医療機関 | |
| | 二次救急医療機関 | ① 救急告示医療機関、病院群輪番制に参加する医療機関、水戸地域救急医療二次病院 | |
| | 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | ② 左記のとおり (申請時における直近3年間のうち、最も件数が多かった年を基準とする。ただし、新型コロナウイルスの影響がある場合は、2019年の搬送実績も考慮する) | |
| | 「医療計画において5疾病・6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 | がん 脳卒中 心血管疾患 糖尿病 精神疾患 救急医療 災害医療 新興感染症発生・まん延時における医療 周産期医療 小児医療 | ③ 茨城県保健医療計画において、各疾病・事業ごとに示されている役割に該当する医療機関 |
| III 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | | (3) 「機能強化型在宅養護支援病院」及び「機能強化型在宅養護診療所」(単独型・連携型) | |
| IV 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関 | | (4) 以下の要件のいずれかに該当する医療機関 | |
| | 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの) | 県立こころの医療センター、病院群輪番型精神科病院 | |
| | 小児救急のみを提供する医療機関 | 左記のとおり | |
| | へき地において中核的な役割を果たす医療機関 | へき地拠点病院 | |
| その他、知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 | | | 左記のとおり |
| ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等 | | (5) 以下の要件のいずれかに該当する医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください) | |
| | 高度のがん治療を行う医療機関 | 県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、県地域がんセンター、県小児がん拠点病院、県がん診療指定病院 | |
| | 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関 | 左記のとおり | |
| | 児童精神科を行う医療機関 | 左記のとおり | |